平成２４年（フ）第３６号
福島県いわき市小名浜字芳浜８番地の６、前住所福島県いわき市小名浜大原字丁新地89番地の８
債務者　木目澤　浩
1　決定年月日時　平成24年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月18日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２４年（フ）第３７号
福島県いわき市小名浜字中明神町７番地、前住所福島県いわき市小名浜大原字丁新地89番地の８
債務者　木目澤法子
1　決定年月日時　平成24年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月18日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２４年（フ）第３５号
山口県防府市車塚町11番９号
債務者　角　　義美（旧姓豊福）
1　決定年月日時　平成24年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月27日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第５１号
山口県防府市大字上右田457番地
債務者　田村　直美
1　決定年月日時　平成24年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月27日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第６１号
山口市秋穂東5807番地９
債務者　安光　義憲
1　決定年月日時　平成24年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月27日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第６２号
山口市秋穂東5807番地９
債務者　安光　明美
1　決定年月日時　平成24年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月27日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第５１５３号
東京都杉並区阿佐谷南１丁目27―16
債務者　内田　聡美
1　決定年月日時　平成24年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月３日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月３日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５２６８号
東京都品川区旗の台４丁目７―27―102
債務者　村上　禎朗
1　決定年月日時　平成24年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月３日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月３日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５２７６号
東京都新宿区高田馬場３丁目４－３
債務者　大久保範昭
1　決定年月日時　平成24年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月３日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月３日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５２９０号
東京都葛飾区東金町７丁目５―18―202
債務者　松尾友紀美（旧姓上林）
1　決定年月日時　平成24年５月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月３日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月３日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５２９２号
神奈川県横浜市西区浅間町１丁目４－７－201
債務者　戸田　明子（旧姓鹿谷）
1　決定年月日時　平成24年５月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月３日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月３日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５２９３号
埼玉県狭山市祇園21－８　トラッドハウスM―201
債務者　小柳　尚子
1　決定年月日時　平成24年５月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月３日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月３日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５２９４号
東京都世田谷区船橋３丁目14―３―203
債務者　下山麻衣子
1　決定年月日時　平成24年５月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月３日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月３日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５２９５号
埼玉県所沢市並木２丁目１－１―1405
債務者　佐藤　文之
1　決定年月日時　平成24年５月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月３日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月３日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５２９６号
千葉県木更津市富士見１丁目10―10
債務者　鈴木　雅之
1　決定年月日時　平成24年５月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月３日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月３日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５３１８号
東京都世田谷区上祖師谷４－２－１―204、住民票上の住所東京都世田谷区上祖師谷４丁目２－３―505
債務者　星野　俊也
1　決定年月日時　平成24年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月３日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月３日午後２時
東京地方裁判所民事第20部